

## モニタリング結果報告書

平成19年8月

モニタリングの対象となる施策目標	豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること
------------------	----------------------

## 1. 政策体系上の位置付け

基本目標 III 労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること
施策目標 4 勤労者生活の充実を図ること
施策目標 4-2 豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること
個別目標 1 中小企業退職金共済制度の普及促進等を図ること
(主な事務事業) ・中小企業退職金共済事業
個別目標 2 勤労者財産形成促進制度の活用促進を図ること
(主な事務事業) ・勤労者財産形成促進事業
個別目標 3 労働金庫の健全性のための施策を推進すること
(主な事務事業) ・労働金庫監督検査事業
施策の概要（目的・根拠法令等）
1 目的等 近年、終身雇用や年功賃金を中心とする雇用慣行が変化するとともに、経済社会情勢が変化する中、勤労者が豊かで安定した生活を送れるようにすることを目的として、勤労者の退職後の資産確保、財産形成への支援、労働金庫の健全性確保といった施策を推進する。
2 根拠法令等 ○中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号） ○勤労者財産形成促進法（昭和46年法律第92号） ○労働金庫法（昭和28年法律第227号） ○銀行法（昭和56年6月1日法律59号）
主管部局・課室 労働基準局勤労者生活部企画課 労働基準局勤労者生活部企画課労働金庫業務室 労働基準局勤労者生活部勤労者生活課
関係部局・課室 -

## 2. 施策目標に関する指標

施策目標に係る指標 (達成水準／達成時期)		H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8
1	中小企業退職金共済制度における新規加入被共済者数 (単位：人) (354,460人以上／平成19年度)	314,653	356,946	361,578	438,120	416,246
2	勤労者財産形成融資の利用件数	23,515	25,507	15,177	7,441	5,386

	(単位：件) (前年度以上／毎年度)					
3	全労働金庫に対する検査実施状況 (単位：%) (50%以上／毎年度)	62	50	46	50	57
(調査名・資料出所、備考)						

・指標1は、独立行政法人勤労者退職金共済機構の調べによる。主に常用雇用者を対象とした一般の中小企業退職金共済制度の新規被共済者数である。

・指標2は、労働基準局勤労者生活部企画課の調べによる。

・指標3は、労働基準局勤労者生活部企画課労働金庫業務室の調べによる。

## 3. 個別目標に係る指標等

個別目標 1 中小企業退職金共済事業の普及促進等を図ること					
個別目標に係る指標					
アウトカム指標 (達成水準／達成時期)					
1 中小企業退職金共済制度における新規加入被共済者数 (単位：人) (354,460人以上／平成19年度) ※施策目標に係る指標1と同じ。	H14 314,653	H15 356,946	H16 361,578	H17 438,120	H18 416,246
(調査名・資料出所、備考)	<ul style="list-style-type: none"> <li>指標1は、独立行政法人勤労者退職金共済機構の調べによる。</li> <li>主に常用雇用者を対象とした一般の中小企業退職金共済制度の新規被共済者数である。</li> </ul>				
施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要					
事務事業名	中小企業退職金共済事業				
平成18年度	11,926百万円 (補助割合：「国1/2又は1/3」「事業主1/2又は2/3」)				
予算額	一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他( )				
実施主体	本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他( )				
概要：	<p>中小企業退職金共済制度は、中小企業の従業員の福祉の増進と中小企業の振興に寄与することを目的として、中小企業退職金共済法に基づき設けられた制度である。これにより、事業主の相互扶助の仕組みと国の援助によって独立では退職金制度を設けることが困難な中小企業に退職金制度を確立しようとするものである。中小企業退職金共済事業の運営は、独立行政法人勤労者退職金共済機構(平成15年10月1日設立)が行っている。</p> <p>本制度は、主に常用労働者を対象とする「一般の中小企業退職金共済制度」と、特定の業種に期間を定めて雇用される労働者を対象とする「特定業種退職金共済制度」とからなっており、平成19年3月末現在、一般の中小企業退職金共済制度には約284万人、特定業種退職金共済制度には約277万人の中小企業労働者が加入している。</p> <p>国は、本制度に対し、機構が行う掛金収納及び退職金給付等の基幹的業務並びに、中小企業退職金共済法第83条で規定する掛金助成について、次の補助を行っている。</p>				
	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 機構の人件費・事務費補助</li> <li>(2) 掛金助成補助           <ol style="list-style-type: none"> <li>① 一般の中小企業退職金共済制度               <ol style="list-style-type: none"> <li>イ 新規加入掛金助成(1/2)</li> <li>ロ 掛金月額変更掛金助成(1/3)</li> </ol> </li> <li>② 特定業種退職金共済制度 新規被共済者掛金助成(1/3)</li> </ol> </li> </ol>				

個別目標 2 勤労者財産形成促進制度の活用促進を図ること					
個別目標に係る指標					
アウトカム指標 (達成水準／達成時期)					
	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8
1 勤労者財産形成融資の利用件数 (単位：件) (前年度以上／毎年度) ※施策目標に係る指標 2 と同じ。	23,515	25,507	15,177	7,441	5,386
(調査名・資料出所、備考) ・指標 1 は、労働基準局勤労者生活部企画課の調べによる。					
施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要					
事務事業名	勤労者財産形成促進事業				
平成18年度 予 算 額	1,319百万円 (補助割合：[国 / ] [ / ] [ / ] )	一般会計、厚生保険特会、 <b>労働保険特会</b> 、その他( )			
実 施 主 体	本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、 <b>独立行政法人</b> 、社会福祉法人、公益法人 その他( )				
概要： 勤労者財産形成促進制度は、貯蓄、持家取得といった勤労者の計画的な財産形成を国や事業主の援助、協力により促進し、勤労者の生活の安定を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする制度である。 本制度は、勤労者が金融機関等と契約し、賃金から控除する方法により事業主を通じて行う「財形貯蓄制度」と、勤労者が自ら居住する住宅を建設するため等に必要な資金を事業主等に融資する「財形融資制度」等から成る。 国は、本制度に対し、独立行政法人雇用・能力開発機構（平成16年3月1日設立）が行う財形融資業務、財形助成金業務について、次の補助を行っている。（これらの補助については、必要な経過措置を設けた上で、平成18年度末をもって廃止） (1) 機構の事務費補助 (2) 助成金補助 ①勤労者財産形成助成金 ②財産形成貯蓄活用助成金 ③中小企業財形共同化支援助成金					

個別目標3 労働金庫の健全性のための施策を推進すること					
個別目標に係る指標					
アウトプット指標 (達成水準／達成時期)					
	H14	H15	H16	H17	H18
1 全労働金庫に対する検査実施状況 (単位：%) (50%以上／毎年度) ※施策目標に係る指標3と同じ。	62	50	46	50	57
(調査名・資料出所、備考) ・指標1は、労働基準局勤労者生活部企画課労働金庫業務室の調べによる。					
施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要					
事務事業名	労働金庫監督検査事業				
平成18年度 予 算 額	12百万円 (補助割合：[国 / ] [ / ] [ / ]) 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他( )				
実 施 主 体	本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他( )				
概要： 労働金庫法第94条、銀行法第25条に基づき、労働金庫の健全性を確保するため、厚生労働本省職員が個々の労働金庫への立ち入り検査を実施し、労働金庫の業務及び財産(会計)を的確に把握している。					